

新旧対照表

別紙2 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(変更点は下線部)

新	旧
<p>障発0330第16号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0930第2号 平成25年9月30日</p> <p>一部改正 障発1226第4号 平成26年12月26日</p> <p>一部改正 障発0331第26号 平成27年3月31日</p> <p>一部改正 障発0331第12号 平成28年3月30日</p> <p><u>一部改正 障発0331第17号</u> <u>平成29年3月31日</u></p>	<p>障発0330第16号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0930第2号 平成25年9月30日</p> <p>一部改正 障発1226第4号 平成26年12月26日</p> <p>一部改正 障発0331第26号 平成27年3月31日</p> <p>一部改正 障発0331第12号 平成28年3月30日</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>

新	旧
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）については、本年 3 月 14 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031011 号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）については、本年 3 月 14 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。</p> <p>なお、平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031011 号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p>
記	記
<p>第一 （略）</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) ～ (5) （略）</p> <p>(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者については、人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合においては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算され</p>	<p>第一 届出手続の運用</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) ～ (5) （略）</p> <p>(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき指導員及び保育士については、人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合においては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(二)～(四) (略)</p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成29年3月28日付け障障発 0328 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分</p> <p>放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 指定放課後等デイサービスの単位であって、<u>児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者又は機能訓練担当職員</u>の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。</p> <p>(i)、(ii) (略)</p> <p>(二)～(四) (略)</p>	<p>減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>(二)～(四) (略)</p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>(7)、(8) (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月30日付け障障発 0330 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分</p> <p>放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</p> <p>イ 指定放課後等デイサービスの単位であって、<u>指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員</u>の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。</p> <p>(i)、(ii) (略)</p> <p>(二)～(四) (略)</p>

新	旧
<p>② (略)</p> <p>③ 指導員加配加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の1の注8の指導員加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 通所報酬告示第3の1の注8のイについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 通所報酬告示第3の1の注3又は注4の加算を算定している事業所において、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p><u>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数とアの加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p><u>(二) 通所報酬告示第3の1の注8のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 通所報酬告示第3の1の注8のイを算定していないこと。</u></p> <p><u>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、その他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「その他の従業者」は、児童発達支援給付費における「指導員等」と同義であること。</u></p> <p>④～⑬ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 指導員加配加算の取扱い <u>通所報酬告示第3の1の注8の指導員加配加算については、2の(1)の④を準用する。</u></p> <p>④～⑬ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第三 (略)</p> <p>第四 (略)</p>	<p>第三 (略)</p> <p>第四 (略)</p>